

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（消防防災課）

一 趣旨

山岳遭難に係る県の防災ヘリコプターによる救助について手数料を徴収するた
めの改正

二 内容

県内の山岳において遭難した登山者等を県の防災ヘリコプターで救助した場合
に、当該遭難をした登山者等から知事が告示で定める額の手数料を徴収する。

三 施行期日

平成三十年一月一日